

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：島根県（病院局）

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1-1. 全職員のうち【医師】に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	80.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.0	%
全職員	84.0	%

1-2. 全職員のうち【医師以外】に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	98.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.9	%
全職員	93.4	%

2-1. 「任期の定めのない常勤職員」のうち【医師】に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 島根県病院局における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、島根県病院局の規程で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	
本庁課長相当職	-	
本庁課長補佐相当職	89.4	%
本庁係長相当職	81.4	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	-	
31～35年	-	
26～30年	-	
21～25年	-	
16～20年	85.1	%
11～15年	66.9	%
6～10年	79.0	%
1～5年	84.1	%

2-2. 「任期の定めのない常勤職員」のうち【医師以外】に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 島根県病院局における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、島根県病院局の規程で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	－	
本庁課長相当職	94.7	%
本庁課長補佐相当職	97.5	%
本庁係長相当職	98.0	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	85.4	%
31～35年	93.6	%
26～30年	96.3	%
21～25年	90.9	%
16～20年	94.3	%
11～15年	91.5	%
6～10年	100.5	%
1～5年	101.4	%

【説明欄】

■公表区分について

医師と医師以外の職員とでは給与の差が大きく、また、医師は男女の人数比が8対2だが、逆に医師以外の職員は2対8である。このことから、医師と医師以外の職員を分けて公表を行う。

なお、医師と医師以外の職員を分けずに算出した場合の男女の給与の差異は以下のとおりである。

- ・任期の定めのない常勤職員：64.2%
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員：67.4%
- ・全職員：60.5%

■職員数の換算について

育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員（フルタイム除く）については、勤務時間に応じて職員数を換算している。

■該当者が存在しない項目等について

下記の項目については、男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合に該当するため、「－」と記載している。

- ・医師の役職段階別の「本庁部局長級・本庁次長級」及び「本庁課長級」、勤続年数別の「21年目以降」は女性の職員が1名若しくは存在しない。
- ・医師以外の職員の役職段階別の「本庁部局長級・本庁次長級」は女性の職員が1名のみ。

■医師における男女の給与の差異について

医師について、女性の給与が男性に比べて低いのは、時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額を男女で比較すると、一人あたりの時間外勤務手当と休日勤務手当の合計額の平均額（管理職を除いて算出したもの）において男性に対する女性の割合が低いこと、また、男性に比べ女性の医師の勤続年数が短いか、役職者が少ないことが大きく影響している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員 【医師】	4.8 %
管理的地位にある職員 【医師以外】	66.7 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

1. 医師

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	7.7 %
本庁課長補佐相当職	14.7 %
本庁係長相当職	35.2 %

2. 医師以外

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	33.3 %
本庁課長相当職	70.4 %
本庁課長補佐相当職	78.4 %
本庁係長相当職	79.4 %

【Ⅱ 及びⅢ説明欄】

■公表区分について

医師と医師以外の職員とでは男女の人数比の差が大きく、医師は男女の人数比が8対2だが、逆に医師以外の職員は2対8である。このことから、医師と医師以外の職員を分けて公表を行う。

なお、医師と医師以外の職員を分けずに算出した場合の管理的地位にある職員に占める女性職員及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合は以下のとおりである。

- ・管理的地位にある職員 41.2%
- ・各役職段階にある職員に占める女性職員
 - 本庁部局長・次長相当職 9.1%
 - 本庁課長相当職 50%
 - 本庁課長補佐相当職 64%
 - 本庁係長相当職 74.5%

1 現状

- ・ 管理的地位の中心となる 50～60 歳代職員における男女別管理職登用比率は、女性職員は男性職員と比較して低い傾向にある（参考1）
- ・ 女性の職員割合を年代別で比較すると、医師では30代、医師以外では40代において女性職員の占める割合が高くなっている（参考2）

2 各役職段階における女性職員の割合増加に向けた取組

- ・ 性別を問わず、各部署で人材育成を通じた人事配置の実施
- ・ ワーク・ライフ・バランス実現のため、男性の育児休業の促進や時差出勤など多様な働き方等を推進

【参考1】50～60歳代の職員数に占める管理職の割合（医師は60歳代、医師以外は60歳を含む）

医師	全体	39.6%	医師以外	全体	18.1%
	男性	44.4%		男性	27.2%
	女性	12.5%		女性	15.7%

【参考2】年代別の女性職員割合

医師	50～60代	15.1%	医師以外	50代（60歳を含む）	77.4%
	40代	27.9%		40代	82.2%
	30代	32.6%		30代	77.3%
	20代	11.8%		20代	77.6%

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

１．医師

区分	令和８年度
常勤職員	20.0 %
非常勤職員及び臨時的に 任用された職員	20.0 %
合計	20.0 %

２．医師以外

区分	令和８年度
常勤職員	78.0 %
非常勤職員及び臨時的に 任用された職員	85.2 %
合計	84.2 %

【説明欄】

■公表区分について

医師と医師以外の職員とでは男女の人数比の差が大きく、医師は男女の人数比が８対２だが、逆に医師以外の職員は２対８である。このことから、医師と医師以外の職員を分けて公表を行う。

常勤職員、非常勤及び臨時的に任用された職員ともに、性別に関わらず、能力と意欲のある人材を積極的に採用している。

Ⅴ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	75.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	100.0 %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1週間以上2週間未満	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
2週間以上1月以下	50.0 %	0.0 %	50.0 %	0.0 %
1月超3月以下	25.0 %	0.0 %	0.0 %	20.0 %
3月超6月以下	8.3 %	3.4 %	0.0 %	0.0 %
6月超9月以下	8.3 %	5.1 %	25.0 %	20.0 %
9月超12月以下	8.3 %	35.6 %	25.0 %	60.0 %
12月超24月以下	0.0 %	47.5 %	—	—
24月超	0.0 %	8.5 %	—	—

※分布状況は、それぞれの値を四捨五入により算出しているため、合計が100.0%とまらない場合がある。

【説明欄】

- ・ 男性の育児休業の取得期間については、取得した職員の全員が2週間以上となっている。
- ・ 男性の育児休業取得促進の取組として、妻の出産が見込まれる男性職員に対し、事務局窓口で個別に育児休業等に係る制度を周知し、併せて妻の出産に係る休暇や育児休業をまとめた期間取得することを推奨している。
- ・ また、実際に男性職員がまとめた期間育児休業を取得できるよう、事前に業務の調整を行うなど環境の整備に努めている。

VI 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

1. 医師

区分	令和7年度
内部部局等	—
内部部局等以外	38.5 時間／月

2. 医師以外

区分	令和7年度
内部部局等	—
内部部局等以外	9.7 時間／月

【説明欄】

- ・ 内部部局等は病院局本局をいい、内部部局等以外は各県立病院（中央病院及びこころの医療センター）をいう。本局職員は全員が中央病院事務局の兼務職員であり、本局専任の職員はいないため、内部部局等以外の項に含めて公表を行う。
- ・ 医師と医師以外の職員では時間外勤務水準が異なるため、分けて公表を行う。
- ・ 時間外勤務縮減の取組としては、以下を実施している。
 - ① 定期的に時間外勤務の状況を集計し、安全衛生委員会を通じて周知し、時間外勤務の縮減に向けた意識の醸成を図る。
 - ② 長時間の時間外勤務をしている職員がいる場合には、必要に応じて上司が面談を行い、勤務状況や今後の業務調整等の確認を行う。
- ・ 中央病院においては、令和7年度から勤務管理システムから出力した時間外勤務実績のデータを職種別・年代別・発生原因別に整理、分析し、幹部会議で共有、時間外勤務縮減に向けた方策検討の基礎資料として活用している。

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

項目	令和7年
年次有給休暇の 年間平均取得日数	11.3 日

※20日以上付与されたものに限る

【説明欄】

- ・ 年次有給休暇の取得に関しては、島根県特定事業主行動計画において令和12年に年間17日以上を取得目標としており、通年で取得可能なリフレッシュ休暇も含めた連続した休暇の取得促進や、取得状況の集計・共有などの取組を行っている。
- ・ 令和7年は、令和6年実績の11.1日から増加しているが、目標達成に向けて引き続き年次休暇の取得促進に取り組んでいく。